

2. スポーツ研究と「統治性」

鬼丸 正明

0. はじめに

筆者は、2010 年度の一橋大学スポーツ科学研究室研究会の報告において、近年の日本のスポーツ社会学及びその関連分野における身体論・メディア論の動向を紹介・検討した。

その中で注目すべきものとして、メディア論においては『現代スポーツ評論』（第 22 号。特集「ネット時代のスポーツメディア」）所収の清水論、土橋臣吾、山本敦久の論稿を紹介し、身体論においては、『スポーツ社会学研究』所収の高尾将幸の論稿を紹介・検討した。

メディア論の各氏の論稿はいずれも刺激的なものであった（とりわけ宮下公園ナイキ化計画に対する反ナイキ運動のスポーツ研究者にとっての重要性を訴えた山本論文）が、本稿では、現代日本の健康増進政策を後期フーコーの統治性論を用いて論じた高尾論文を紹介し簡潔に検討する。

I. 高尾論文の要約

ここで以下の論文を要約する。

高尾将幸「身体と健康をめぐる政治学の現在——後期フーコーによる統治性論の射程——」

『スポーツ社会学研究』第 18 巻第 1 号、2010 年。

1. はじめに

1990 年代以降、健康増進政策において従来型の早期発見・早期治療の保健・医療サービスから一次予防重視のそれへの転換が起きた。「21 世紀における国民健康づくり運動」（2000 年）と「健康づくりのための運動指針 2006」（2006 年）、そして 2000 年の介護保険制度開始によって、保健事業・保険制度において予防重視型システムが確立する。これらのことは私たちの身体と健康にとって何を意味しているか。フーコー統治性論で考え

てみる。

本稿の目的は、高齢者の身体活動施策をとりあげ、「私たちの身体とその健康をめぐるどのような政治が展開され、何を帰結しているのか読み解くこと」（高尾、2010 年、73 頁。以下、同論文からの引用は頁数のみ）にある。

2. 分析枠組みの提示——統治論の射程

2. 1 二つの権力関係論から統治性論へ

17 世紀から 18 世紀西洋において「規律」という新たな権力が生成する。

典型的には監獄においてみられる実践であり、「身体をめぐる空間の配置、時間の配分とその段階的發展、身体の一部品化とその有機的結合、さらにそれを可能にする様々な記録や序列化といった技術を通じて、「従順な身体」を持つ近代の道徳的主体が生み出されるプロセス」（73 頁）において、「規範」を内面化するテクノロジーとして「規律」権力が形成される。これは監獄から病院、学校、兵舎へ広がっていった。

そして 18 世紀末に「生権力」という権力が生成する。これは「人口」という集合的な身体が対象で「高齢化や風土病といった統計的分析から導出される「問題」に対し、安全性のメカニズムを配置することで生命の最適化やその有用性の増大を図ることが、この生政治の目標」（74 頁）である。

規律と生権力はともに生政治を構成する「身体テクノロジー」である。ここに国家論がないという批判をうけて、統治性論は生政治論の延長線上に国家論として登場する。

統治の実践とは統計学を技術的背景とした「人口」を対象とする安全性のメカニズムであり、国家を人口という母集団が存在するための前提であ

ると同時に、統治の実践を評価・再構成するための様々な技術が生まれる場として把握する。

2. 2 規律権力論の再定位——「規範」と「正常性」

従来のスポーツ社会学で援用されたフーコー理論は規律権力論（ex.ジョン・ハーグリーヴス）であり、スポーツと権力の関係を身体レベルで記述した点で画期的であった。しかしすでに存在する規範を前提にしてしか身体政治性を語れないという限界もあった。これでは「規範」の生成や変化がいかんして起こるかが説明できない。

そこで「統治性論」のなかで「規範」と「正常性」の明確な区別を導入する。

統治の実践とは、安全性のメカニズムを通して導出される「正常性」に基づいて新たな介入の領域を切り開く、そしてそのための技術がその都度生み出されるプロセスとする。「規範」そのものが「正常性」の導出によって生成・変化するという新たな論点が生まれる。「統治性論が示唆的なのは、身体をめぐるミクロな権力テクノロジーとマクロなそれとを、……「正常性」の導出と「規範」の変化や生成に目を向けることで、複眼的に分析する道筋を示している点においてなのである。」（76頁）

2. 3 統治性論の射程

ここで統治の分析論と課題設定を行う。第一に統治の分析論は、国家と統治を同一視しない。第二にそれは権力の実体化を回避するために「合理性、プログラム、テクノロジー」といった分析軸を設定する。

この分析論を身体と健康をめぐる政治学に適用する場合、どのような有効性と課題があるか。第一に、健康を価値や正当性の関係で抽象的に論ずるのではなく、「問題」「プログラム」「テクノロジー」の特定によってその実践の政治的合理性を探究することが可能になる。第二に、身体を経由して「正常性」「規範」が導出される過程を、具体的

な政策や制度、それに関わる科学的な知識・技術などを捉えつつ複眼的に記述できる。

「本稿の課題は、高齢者の身体活動施策（プログラム）が健康をめぐるどのような「問題」への対処として登場したのか、そしてそこでは「正常性」の導出にどのような評価図式や測定技術（テクノロジー）が関係しており、そのことが人びとの安全性をめぐる諸制度とどう関連しているのか、さらにどのような合理性によってその施策が要請されるようになっていくのかといった諸点を経験的に特定していくことにある。」（77頁）そのうえでわれわれの身体と健康がどのような政治のただ中にあるのか読み解きたい。

3. 予防重視型健康増進政策と保険制度の再編

3. 1 高齢者身体活動施策の展開

高齢者の身体活動施策の展開は「寝たきり」という問題から生まれた。ここには従来型の規律、生権力のはたらきもみとれる。この施策を統治性論から検証する。

3. 2 「高齢者」像の相対化

身体活動施策の中で、従来型の老人＝弱者という画一的イメージの転換が起こっている。高齢者というイメージは「豊かな能力と意欲を持つ者」、運動することで「自立」を望む者といった表現に取って代わられつつある。」（79頁）身体活動施策というプログラムは、正常性や安全性のメカニズムをめぐる変化とどう関係し、どのような合理性に沿っているのだろうか。

3. 3 リスク・テクノロジーの変容と保険制度の再編

現在の身体活動施策は、「寝たきり」という問題は、従来型の臨床医学的介入では解決できないという反省から生まれている。そこでは医療職以外の様々な専門家が参画し、「生活習慣病」概念が導入される。予防のプログラムとして「健康か病気か」といった「規範」ではなく、統計的「正常値」

からの偏差を監視の対象とする新たなリスク・テクノロジーが形成される。男性／女性、子供／大人／高齢者という分類ではなく、健康にかかわるリスク計算によって予防的介入の対象となるリスク集団が特定されるようになる。「ここから、先に見た画一的な「高齢者」像の相対化に向けたポジティブな言説実践が、予防可能性を前提にした「高齢者」カテゴリーの細分化という制度的変化に連続していることがわかる。」(79 頁)

ここで高齢者の身体活動施策は「介護予防事業」に正式に組み込まれる。公費による保健事業ではなく、保険者（市町村）の責任で実施される保険制度下の事業として位置付けられ、その開始が保険制度全体への予防的な保健事業の組み込みの先駆をなした。

以上の様な改変を経て、2008 年度から予防重視の「後期高齢者医療制度」が開始される。これは従来市町村の公費で行われていた「基本健診」を、生活習慣病予防に特化した内容を各医療保険者の責任で行う体制への大きな変化である。「ここに至って私たちの身体とその健康は、公的な責任に基づいて国家的に保障されるものから、各保険者と被保険者が自らの責任において予防することで、各保険制度の財政的ガバナンスの維持や「制度の持続可能性」という観点で取り組むべき課題へ、さらにそれによって保険者間の負担の公平性を担保する指標へと移行しているのだ。」(80 頁)

ここにみられるのは規律でも生権力の働きでもなく、リスクの計算合理性が先行することで制度そのものを改変していく規範が導き出されるような新たな政治的合理性の台頭である。

4. おわりに

「国民」全体の完全な健康の達成という「福祉国家」のユートピアが後退し、各人がどのように健康増進に取り組んでいるかという評価によって、財の配分や負担の公平性を担保する政治的合理性が支配的になっている。これは国家が国民に対して引き受けた政治的責任を別の主体（自治体、保

険者、個人）へと移行させようとする動きであるが、他方では主体間の公平性を評価する操作と、そのための「知」の集積は相変わらず国家を中心とする場でなされている

「問われるべきなのはむしろ、この新たな規範の創出を通じてなされる健康増進の組織的エンパワメントや施策が、果たしてそれに携わる専門職の人びとやサービスを受ける人びとが望むような、健康と福祉のあり方に資するものなのかという点なのである。」(81 頁)

統計的指標が先行する政治的合理性には批判的に対峙すべきであり、これらのことを理論的実証的に検証することが、身体と健康をめぐる政治学の今後の課題である。

II. 検討

(1) フーコー理論の再発見

スポーツ研究にとってのフーコー理論は、歴史研究、CS を経由しての影響で（Ex. 吉見俊哉、多木浩二、三浦雅士）高尾の指摘するようにフーコー規律権力論（『監獄の誕生』）の影響力が強かった。今日、いわゆる後期フーコーの生権力論、統治性論への関心が高まっている（例えば（芹沢ら、2007）、（中山、2010）、（金森、2010）、（檜垣、2011）、（廣瀬、2011））。その理論的背景には一つは、フーコー生権力論に影響を受けた理論が現れていること（例えば、アガンベン、ネグリ（金森、2010）、バトラー（バトラー、1999））、二つはフーコーのコレージュ・ド・フランス講義の刊行によって公刊されてなかった後期フーコーの思想が公になったことにある。高尾の試みは、この思想状況を背景に、従来のスポーツ研究のフーコー解釈を刷新し、その解釈によって現代日本の身体と健康をめぐる新たな政治学を描こうとするものであり、斬新で意欲的なものといえる。

(2) 「統治性」概念の曖昧さ

後期フーコーの生権力論・統治性論は、その講義の中で展開されたという性格から、豊かな思想

的可能性をもつ反面、混沌として曖昧な性格ももつ。「多くの論者が、フーコーは結局、自分が作り出した〈生政治・生権力〉論を十全には展開せず、……それを放り出してしまったと捉えている。」（金森、2010、44 頁）という評価もある。高尾は 1975－1976 年度講義によって、生政治は規律と生権力という二つの権力によって構成されていると述べているが、フーコーは 1976 年に公刊された『性の歴史 I 知への意志』においては、生権力が規律と生政治によって構成されていると述べている（フーコー、1986、176 頁）。また日本にフーコー統治性論をもっとも早く紹介した論者の一人である米田（＝重田）は、フーコーの統治性概念には 3 つの規定があることを、そしてそれはあくまで西洋の古代から近代にかけての政治分析の概念であることをフーコー自身の言葉によって示している（米田、1996、95 頁）。生権力・生政治・統治性という概念を厳密に概念区別してそれを現代日本の分析枠組みとしていくにはより複雑な理論的手続きが必要とされるのではないかな。

(3) 批判の展望

フーコー理論の特徴として、権力のあるところ抵抗がある、政治は統治性への抵抗とともに誕生するという視角がある（フーコー、2007、267 頁）。フーコー自身、最晩年になってもイラン革命などの運動に対する興味を失わなかった。その視角からすると、現代日本の身体と健康をめぐる状況においていかなる抵抗があるのか、それをみることも統治性論の課題となるだろう。

高尾はかつて高齢者の健康増進活動への参与観察に基づいて、高齢者が健康増進活動に参加する動機として家族や周囲の人々に迷惑をかけたくないという想いがあることを指摘し、このような関係性への視点がフーコーには欠けていると指摘していた（高尾、2006、68 頁）。この視点は 2010 年論文では見当たらないように思える。フーコー統治性論を現代日本に適用する際には（抵抗の視点とともに）関係性の視点も重要な視点となるの

ではないかと思える。

◇参考文献

- バトラー、ジュディス 1999 『ジェンダー・トラブル』（竹村和子訳）青土社（原典 1990 年）。
フーコー、ミシェル 1986 『性の歴史 I 知への意志』（渡辺守章訳）新潮社（原典 1976 年）。
フーコー、ミシェル 2007 『安全・領土・人口コレージュ・ド・フランス講義 1977－1978 年度』（高桑和巳訳）筑摩書房（原典 2004 年）。
ハーグリーヴズ、ジョーン 1993 『スポーツ・権力・文化』（佐伯聰夫・阿部生雄訳）不昧堂（原典 1986 年）。
檜垣立哉編 2011 『生権力論の現在』勁草書房。
廣瀬浩司 2011 『後期フーコー』青土社。
金森修 2010 『〈生政治〉の哲学』ミネルヴァ書房。
中山元 2010 『フーコー 生権力と統治性』河出書房新社。
芹沢一也・高桑和巳編 2007 『フーコーの後で』慶応義塾大学出版会。
清水諭 2010 「メディア環境の変容とスポーツ：問題提起」『現代スポーツ評論』第 22 号。
高尾将幸 2006 「〈身体〉の政治を再考する視角を求めて——茨城県 T 市における高齢者健康増進施策の事例から——」『スポーツ社会学研究』第 14 巻。
高尾将幸 2010 「身体と健康をめぐる政治学の現在——後期フーコーによる統治性の射程——」『スポーツ社会学研究』第 18 巻 1 号。
土橋臣吾 2010 「ウェブの新たな展開とスポーツ・コンテンツの消費」『現代スポーツ評論』第 22 号。
山本敦久 2010 「宮下公園ナイキ化を問う——インターネット時代の反ナイキ運動——」『現代スポーツ評論』第 22 号。
米田（＝重田）園江 1996 「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』第 870 号。